<国会議員関係政治団体·資金管理団体用:
----------------------

(その1)

記入もれ注意

チェックもれ注意

(ふりがな) ですの なさり られかい 政治団体の名称 草野 久幸後援食

政治団体の区分 党 政

その他の政治団

2 主たる事務所の所在地

長崎県五島市三井栗町遠郷1031-1

チェックもれ注意

3代表者の氏名 草野 久幸

活動区域の区分

4 会計責任者の氏名 草野美保子

2 以上の都道府県の区域等 同一の都道府県の区域内

草野太志

090-4579-5966

氏名

電話

_		_
	Visit A felt and III I for the a felt for	-
	資金管理団体の指定の有無	b.
	夏亚昌年四件が担保が行業	7

Z

無(以下、この欄の記載不要です。)

公職の種類五島市議会製資 資金管理団体の

届出をした者の氏名

### 国会議員関係政治団体の区分 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 公職の種類

資金管理団体の指定の期間

月 日から 年 日まで 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から 年 日まで 月



# 収支の状況

1 収支の総括表

必ず記入してください。 (0の場合は0と記入)	
円	1)
 380, 351	J
32, 351	][
	- >

収 入 総 額		380, 351
(前年からの繰越額)		32, 351
(本年の収入額)		348, 000
支 出 総 額		336, 000
翌年への繰越額	***************************************	44, 351

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人	の負担する党費又は会費	
		H
金	額	0
員	数(党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
	P	
(ア) 個人からの寄附	336, 000	
(う ち 特 定 寄 附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ)政治団体からの寄附	12,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	348, 000	記入もれ注意(ア)+(イ)+(ウ)
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ )	348, 000	

(その7)

合

計

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住 (団体にあっては、主たる事	所 務所の所在地)	職業(団体にあっては、 代表者の氏名)	備考
中西大輔	四 210, 000	令和6年5月1日	長崎県五島市小泊226	5 - 1	市議会議員	
草野久幸	126, 000	令和6年10月1日	五島市三井楽町濱ノ畔 1	0 3 1 - 1	市議会議員	
		_				
				_		
					=	
この頁の小計	336, 000	(注1)	同一の者からの客附で年間!	5万円を超える	<b>も</b> のについては	
その他の寄附	0	(注2)	同一の者からの寄附で年間 5 寄附者(団体)ごとに記載す 「その他の寄附」と「合計」	けること。 の欄は、個人、	、法人その他の団体	

336,000

寄附者(団体) ごとに記載すること。 ➤(注2) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体 又は政治団体の「寄附者の区分」ごとに、最後の頁に記載すること。

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分			
(1) 町 PD V2 P3 訳			可附伯の巨分	-		_
寄 附 者 の 氏 名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住 (団体にあっては、主たる事	所 務所の所在地)	職業 (団体にあっては、 代表者の氏名)	備考
立憲民主党長崎総支部連合会	12, 000	令和6年11月1日	長崎県大村市竹松本町8	59-1 2階	山田朋子	
			4			
この頁の小計	12,000	(注1)	同一の者からの寄附で年間 {		 ものについては、	
その他の寄附		1	寄附者(団体)ごとに記載す 「その他の寄附」と「合計」	けること。		
合 計	12,000	■ ▼ フルお公団はの「安四本の反ハ」ぎしょ 見後の方に引きよってし				

#### (その13)

### 3 支出項目別金額の内訳

							r
		項	目		金	額	備考
1 経		常	経	費		円	
(1)	人	14	<b>#</b>	費			
(2)	光	熱	水	費			
(3)	備	品 • 氵	肖 耗 占	<b>費</b>			
(4)	事	務	所	費		336, 000	
	小		計			336, 000	記入もれ注意
2 政		治 活	動	費			
(1)	組	織	舌 動	費			
(2)	選	拳	関 係	費			
(3)	機	 関紙誌の発行	その他の	事業費			記入もれ注意 ア+イ+ウ+
	ア	機関紙誌	の発行事	業費			
	イ	宣伝	事 業	費		İ	
	ウ	政治資金パー	ティー開催	事業費			
	工	その他	の事業	費			
(4)	調	查	————— 开 究	費			
(5)	寄	附 •	交 付	金			
(6)	そ	の他	の 経	費			
	小		計				記入もれ注意
	合		———— 計			336, 000	(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に

合

#### ↓いずれか1つの項目に「レ」をつけてください。

(その14)		↓いりれが「つの項目に「レ」をつけてください。					
(2) 経常経費 (人	<b>件費を除く。)</b> の内訳	項目別区分	□ 光熱水費	□備品・消耗品費 □事務所費	-17		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
	円 M	, t					
* 1	18 s		22				
		170		W = E			
		6 3. 1		* * * * * * * * * * * * * * * * * * *			
E .	8 5						
	3.1		, i a	kita in the grade of			
		0	r water that				
3	3 Y			1 th 2 2 2			
	8	2 1 2					
WE STATE OF THE ST	8 3 V 1 1 7 2						
		2 / W 3/	* 3 * 2				
			_ a		77.		
	", s =			N * 1	3		
257 H =	75 * T						
1, 1							
この頁の小計			(注1) 国会議員関係政治国际は145万円に	団体は1件1万円超の支出、資金管理 以上の支出について記載すること。			
その他の支出	336.000	•					

336.000

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」 の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

# 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無									
資産等の項目別区分	有	無	備考						
ア土地									
イ 建 物		L							
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権									
エ 取得の価額が100万円を超える動産									
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)									
力 金 銭 信 託		L							
キ 有 価 証 券									
ク 出 資 に よ る 権 利		□ □							
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		L							
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		U							
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利									
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		U	.4						

- (注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。
- (注2) 有に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

### 官誓書

# 添付書類(別添のとおり) 領収書等の写し

- 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

記入もれ注意 令和 4 月 24 草野久幸後援会 政治団体の名称 草野美保子 会計責任者の氏名 (印) (代表者の氏名 (印))

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理<del>人が提出する場合にあっ</del> 証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提 出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及 び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。